

公益財団法人明光教育研究所 第1回 留学支援奨学金 募集要項

奨学金の概要

1	目的	2
2	制度概要	2
3	奨学金のスケジュール	2
4	申込資格	3
5	申込方法	4
6	留学に関する注意事項	6
7	「第10回給付奨学金」について	6
8	受給希望者と保護者について	7
9	注意事項	7

申込の手順

10	申込の流れ	8
11	「申込書類」の入力・記入方法	10
12	「添付書類」に関するご説明	16
13	書類のデータ化	23
14	申込用Webページへのアクセス	24
15	申込用Webページでの操作	24
16	「第10回給付奨学金」との同時申込	27

申込後、採否通知受取までの流れ

17	審査について	33
18	採否通知の到着	33

奨学生として採用された後の流れ

19	奨学金の振込	34
20	奨学生としての義務	34

この募集要項には、「第1回留学支援奨学金」についての詳しい説明が書かれています。
必ず、最後までお読みになったうえでお申込ください。

本募集要項には「第1回留学支援奨学金」にお申込いただくために必要な説明が書かれています。
当財団は、同時期に「第10回給付奨学金」の申込受付も実施しており、両方の奨学金を同時に申請することも可能です。詳しくは本文中のご説明をご確認ください。

留学の申請を行わず、「第10回給付奨学金」にのみ申込を希望する場合は、本募集要項をご利用いただくことはできません。「第10回給付奨学金の募集要項」をご確認ください。

1 目的

学習意欲が高くても経済的理由で学習機会に恵まれない子どもたちに、奨学金の給付を行うことで、子どもたちの明るい未来を創造すること

2 制度概要

給付金額	100万円
給付期間	1年間
採用予定人数	10名
対象	申込時点で「高校1年生」または「高校2年生」であり、一定の「生育環境条件」を満たしており、2024年4月～2025年3月の期間に留学に出発する予定の者
学力要件	直近の高校の成績が「5段階換算で平均3.0以上」であり、さらに、次の4つの資格のうち、いずれか一つ以上の基準を満たす者 英検準1級 / TOEIC740点 / IELTS6.0 / TOEFL iBT80
奨学金の種類	給付型奨学金（返済は不要）
併給	可能（国・都道府県などの公共団体や、日本学生支援機構、学校・病院・企業・団体等による奨学金などの制度と一緒に受給可能。当財団の「第10回給付奨学金」を同時に申し込むことも可能）
申込方法	専用のWebページで入力・送信（インターネット接続が必要）

上記は概要の説明となります。詳しくは「申込資格」をご確認ください。

3 奨学金のスケジュール

2023年11月28日(火)	申込受付 開始
2024年1月15日(月) 21時 59分	申込に関する問合せ受付 終了
2024年1月18日(木) 21時 59分	申込受付 終了(厳守)
2024年3月31日まで	採否通知の発送（郵送またはメール）
2024年6月3日(月)、9月2日(月)、12月2日(月)、2025年3月3日(月)	奨学金給付（原則として年4回）

申込受付は、**2024年1月18日(木) 21時 59分**で終了します。これを過ぎるとお申しいただくことはできなくなります。時間に余裕をもってご準備ください。

奨学金の採否の結果は、郵便またはメールで通知いたします。ご希望の通知方法や、通知先となるご住所及びメールアドレスは、申込時にご入力いただきます。

4 申込資格

この奨学金に申し込むには、「学齢・成績の条件」「生育環境の条件」「語学力の条件」「留学計画の条件」をすべて満たす必要があります。ひとつでも条件を満たさない場合、この奨学金にお申しいただくことはできません。世帯収入の基準はありません。連帯保証人は不要です。

(1) 学齢・成績の条件

対象となるのは、**申込時点で「高校1年生」または「高校2年生」である学生**（つまり、2024年4月には、高校2年生または高校3年生になる予定の学生）です。

また、直近の高校の成績が、「5段階評価換算で平均3.0以上」である必要があります。

(2) 生育環境の条件

次の条件のうち、いずれか1つ以上を満たすことが必要です。

- ひとり親家庭の子どもである。又は、以前ひとり親家庭で生活しており、現在は保護者の援助のない状態で生活している。
- 保護者が、病気、怪我、介護等の事情により、就労困難な状況にある。
- 施設（児童養護施設、自立援助ホーム等）に在籍している。又は、以前施設に在籍しており、現在は施設を退所し、保護者の援助のない状態で生活している。
- 里親に養育されている。又は、以前里親に養育されており、現在は養育措置が解除された等の理由で、保護者の援助のない状態で生活している。
- 両親以外の親族、親権者などに養育されている。（祖父母や叔父叔母による養育等）
- 保護者不在の状態で生活している。（子どもだけで生活している場合等）

(3) 語学力の条件

次の条件のうち、いずれか1つ以上を満たすことが必要です。これ以外の資格は受付できません。

- 英検準1級以上を所持しており、その証明となる書類を提出できる。
- TOEICで740点以上を獲得したことがあり、その証明となる書類を提出できる。
- IELTSで6.0点以上を獲得したことがあり、その証明となる書類を提出できる。
- TOEFL iBTで80点以上を獲得したことがあり、その証明となる書類を提出できる。

(4) 留学計画の条件

申込を行う時点で、次の条件をすべて満たす留学を計画している必要があります。

- 留学時期：2024年4月1日～2025年3月31日の期間に日本を出発する（日本時間換算）
- 留学期間：最低2週間
- 渡航先：申込時点で、次の3つの要件を満たす国および地域
 - ・外務省の「危険情報」「感染症危険情報」の両方が出ていない
 - ・英語が公用語または準公用語として使用されており、英語を学べる環境である
 - ・現地の学校に通う場合、その成績が英語または日本語で発行される

5 申込方法

当財団の奨学金にお申しいただく際は、「Webフォーム入力」「書類データ送信」の2通りの申込方法があります。

どちらの方法でも、申込時に記入・入力いただく内容や、提出いただく添付書類は全く同じです。申込方法の違いが選考結果に影響を与えることはありません。事前に「募集要項」「申込用紙」をご確認いただいたうえで、申しやすい方法を選択してください。

また、どちらの方法でも、インターネット接続が必要となります。郵送での奨学金申込には対応していません。万が一、郵送で申込書類が到着した場合、選考審査は行わず「失格」となります。

(1) 「Webフォーム入力」について

「Webフォーム入力」は、当財団の用意した専用の「Webフォーム」にアクセスしていただき、必要事項を入力していただく方法です。（一部書類についてはデータを添付いただきます。）

スマートフォン・タブレット・パソコン等で、ある程度長い文章を入力できる方におすすめです。

紙の「申込書類」に内容を手書きしていただく必要はありません。（ただし、Webフォーム上でご入力いただく項目は数が多いため、事前に申込用紙のPDFをご覧いただき、入力すべき内容をご確認ください。）

(2) 「書類データ送信」について

「書類データ送信」は、予め記入済みの申込用紙一式をご用意いただき、それらの書類のPDFまたは画像データを、当財団の用意した専用の「データ送信画面」からアップロードいただく方法です。（氏名や連絡先など、一部の情報についてはWebページ上でもご入力いただきます。）

長い文章の入力が難しい方や、紙の申込書類に手書きで記入したい方におすすめです。

(3) 申込回数について

お申しいただける回数は、「Webフォーム入力」「書類データ送信」合わせて、「原則としてどちらか1回のみ」です。

特に、「何度も申込操作を行うことで採用確率を上げたい」という目的による意図的な複数回のお申込は禁止とします。このような申込が確認された場合は、その申込全てが失格となりますので、充分ご注意ください。

ただし、「Webページ側のエラーなど、システム上の問題によって、二重で申込されてしまった」「正確に申し込めたかわからず、やむを得ずもう一度同じ内容で申込を行った」等の正当な理由によってお申込が重複した場合は、失格とはなりませんので、ご安心ください。

なお、当財団が同時期に申込を受け付ける「第10回給付奨学金」と、この「第1回留学支援奨学金」の両方にお申込をいただく場合、「それぞれの奨学金で、1回ずつお申しいただいた」と考えますので、「申込の重複」とはなりません。



「募集要項」をすべて確認し、注意事項に同意
「申込用紙」を見て、入力&記入内容を確認

どちらの方法で申込をするか選ぶ

Webフォーム入力

書類データ送信

各種入力項目

「Web 申込書」

- ・ 家庭事情…
- ・ 家族構成…

「Web 生活実態申告書」

- ・ 収入、支出…

……

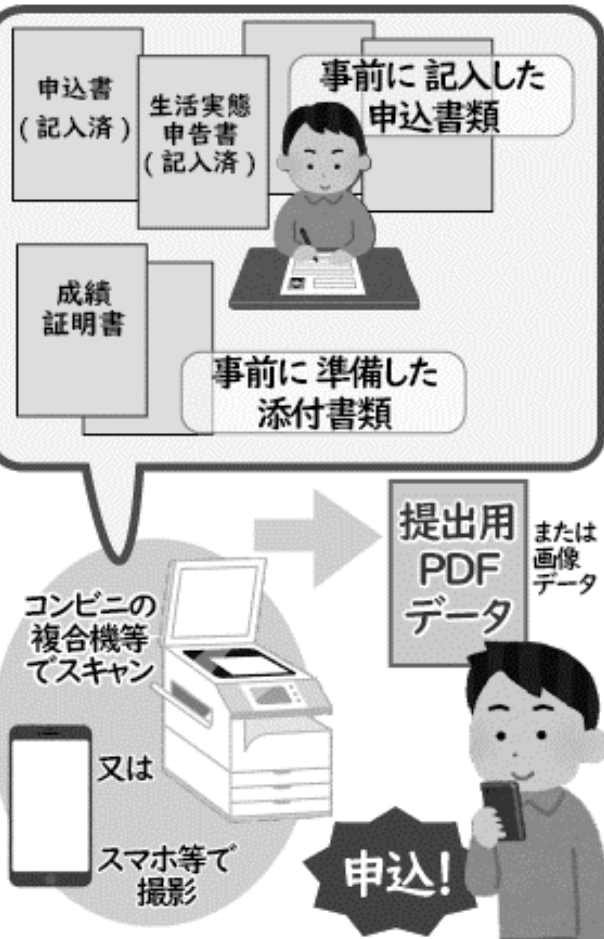
事前に準備した
添付書類の PDF

成績
証明書

または
画像
データ



申込!



6 留学に関する注意事項

奨学生として採用されたにも関わらず、「留学計画の条件」を満たす留学に出発しなかった場合、原則として、給付した奨学金は全額返金いただきます。予めご了承ください。

奨学生として採用された後、申込時に予定していた渡航先や留学計画に変更があった場合、当財団宛てにご連絡いただきます。また、留学に出発する予定日の3週間前までに、「留学計画書」および「パスポートのコピー」をご提出いただきます。

外務省が発表する「危険情報」「感染症危険情報」のいずれかが「レベル1以上」である国・地域への留学は、当財団の立場としては推奨できません。申込時点では該当の情報が出ていなかった国・地域であっても、留学出発前に当該情報が発表されてしまった場合は、当財団は奨学生の安全を確保する目的で、「より安全と考えられる国・地域への留学」を推奨することができます。もし奨学生が、渡航前の時点でいずれかの情報が「レベル2以上」である国・地域への留学を希望した場合、当財団は奨学金規程に基づき、奨学金の給付を停止する場合があります。（留学に出発した後に情勢が変わり、該当する情報が発表されてしまった場合は、その限りではありません。）

留学から帰ってきたあと、原則として2週間以内に、「留学報告書」および、次の内容の費用が発生した場合はその「領収書」をご提出いただきます。

- ・渡航費用（1往復まで）
- ・留学エージェントへの手数料
- ・ビザ申請費用
- ・海外旅行保険費用（必ず加入してください）
- ・現地での家賃（宿泊費用）
- ・現地で学校に通う場合、その学費
- ・留学エージェントなどが設定した、上記費用のいずれかを含んだ留学パッケージの費用

ご提出いただいた領収書の合計金額が、もし、当財団からの給付金額である「100万円」に満たなかった場合、当財団はその差額の返金を求める場合があります。上記の領収書は大切にお控えいただき、なくさないように管理してください。

7 「第10回給付奨学金」について

当財団は、同時期に「第10回給付奨学金」の申込受付も実施しており、両方の奨学金を申請することも可能です。このとき、「同時申込」という手続が可能です。「同時申込」を行うことで、申込に必要な一部の入力や提出書類などを共通化することができます。

このため、この募集要項では、「第1回留学支援奨学金」の説明だけでなく、「**第10回給付奨学金と、第1回留学支援奨学金の、両方に申込を行う場合**」の説明も記載しています。

「第10回給付奨学金」に関する詳しい説明は、「16 『第10回給付奨学金』との同時申込」をご確認ください。

「第10回給付奨学金」に申し込むかどうかは任意となりますので、「第10回給付奨学金には申し込まず、この第1回留学支援奨学金にだけ申込を行う」ということも可能です。

8 受給希望者と保護者について

この奨学金を申し込む際には、原則として「受給希望者」様と「保護者」様の、お二人の情報をご登録いただきます。

奨学金を受けて留学したいと考えている学生の方を「受給希望者」と呼びます。この奨学金へのお申込手続は、「受給希望者」主体で行っていただきます。当財団から何かご連絡する場合も、原則として「受給希望者」宛にご連絡します。ただし、緊急時の連絡先も兼ねて、申込時には「保護者」の情報もご登録いただきます。

「保護者」としてご登録いただけるのは、原則として、次のような方です。

- ・ 受給希望者の養育者（保護者、親族、後見人等）、または過去に養育者であった方
- ・ 受給希望者が入所している（または過去に入所していた）施設の施設長や職員の方

原則として「保護者」のご登録は必須となります。ただし、これらの条件に該当する方がいらっしゃらない場合は、申込時に「保護者に該当する方がいない」という欄を選んでいただくことで、「保護者」の登録を行わずに申込を行うことが可能です。

9 注意事項

この奨学金にお申込みいただくには、次の注意事項をご確認いただき、そのすべてにご同意いただく必要があります。必ず事前にご確認ください。

- ！ 「募集要項」「申込用紙」「奨学金規程」「個人情報保護規程」を事前にご確認ください。特に「募集要項」に記載された注意事項のすべてに対してご同意いただけない場合、本奨学金にお申込みいただくことはできません。
- ！ 募集要項に記載された事項に違反した場合、失格となる場合があります。また、選考の結果、不採用となる可能性もあります。選考理由等については一切お答えできません。
- ！ お申込いただいたデータは、当財団の個人情報保護規程に則り、適正に管理いたします。
- ！ 奨学生として採用された場合、募集要項の記載通り、奨学生としての義務が発生します。
- ！ 奨学生として採用されたにも関わらず、「留学計画の条件」を満たさず留学に出発しなかった場合、原則として、給付した奨学金は全額返金いただきます。
- ！ 奨学生として採用された後、提出された領収書の金額が当財団からの給付金額を満たさなかった場合、差額の返金を要請する場合があります。
- ！ 奨学生が、外務省の発表する「危険情報」「感染症危険情報」のいずれかが「レベル2以上」である国・地域への留学を希望した場合、奨学金の給付を停止する場合があります。
- ！ 奨学生として採用された後、何らかの理由で成業の見込みがなくなった時・学業成績または素行が著しく不良になった時・奨学金を必要としない理由が生じた時・奨学生として適当でない事実があった時・学籍を失った時・奨学生としての義務を正当な理由なく怠った時・当財団からの連絡に対して正当な理由なく返信を怠った（入院や実習など、やむを得ない事情があった場合はその限りではありません）時・申請内容の偽装があった時などは、奨学金給付を休止する可能性があります。また、特に悪質だと判断される場合（最初から虚偽の内容を申告して奨学金を受け取っていた等）は、奨学金の返還請求を行う場合があります。
- ！ 受給希望者本人、保護者本人、受給希望者・保護者の三親等以内の親族のいずれかが反社会的勢力と関わっている場合、本奨学金にお申込みいただくことはできません。

10 申込の流れ

当財団の奨学金にお申し込みいただく際は、次の「申込書類」及び「添付書類」を、決められた方法でご準備・ご提出いただく必要があります。時間に余裕をもってご準備ください。

(1) 「申込書類」 (入力や記入が必要)

「書類データ送信」での書類の名前	「Webフォーム入力」での入力画面の名前
申込書	Web「申込書」画面
生活実態申告書	Web「生活実態申告書」画面
留学希望書	Web「留学希望書」画面
作文『留学での新しい冒険と成長』	Web「作文」画面

それぞれの書類の詳しい内容や入力・記入方法につきましては、このあとの「11 『申込書類』の入力・記入方法」をご確認ください。

(2) 「添付書類」 (入力や記入は不要)

添付書類の名前	書類の概要	備考
語学力を証明する書類	英検、TOEIC、IELTS、TOEFL iBTの証明書	全員提出
成績を証明する書類	成績証明書または直近の通知表	全員提出
収入を証明する書類	保護者の所得証明書など	ほぼ全員提出
家庭事情に応じた書類	施設在籍証明書、医師の診断書など	該当者のみ提出
金額の根拠となる書類	奨学金を使用する目的の金額が確認できる資料	全員提出
受給希望者の顔写真	半年以内に撮影したもの	全員提出
任意添付書類	所有している資格の合格証明書など	該当者のみ提出

それぞれの書類の詳しい内容や入手方法につきましては、このあとの「12 『添付書類』に関するご説明」をご確認ください。

(3) 書類のデータ化の方法

当財団に書類をご提出いただく際は、事前に書類をデータ化していただく必要があります。詳しくはこのあとの「13 書類のデータ化」をご確認ください。受付が可能な拡張子（ファイルの種類）およびファイルサイズの上限は次の通りです。

ご提出いただく書類	拡張子（ファイルの種類）	1ファイルあたりのサイズの上限
受給希望者の顔写真	JPG・JPEG・PNG	$1500 \text{ キロバイト (KB)} = 1.5 \text{ メガバイト (MB)}$
それ以外のすべての書類	JPG・JPEG・PNG・PDF	

(4) 提出禁止となる情報

当財団の奨学金に申し込まれる際に、次のような内容はご提出いただくことができません。

- マイナンバー（個人番号。通知カードやマイナンバーカードに記載された12桁の数字）
- 住民票コード（個人番号とは別で、行政機関が本人照合に利用する11桁の数字）
- クレジットカードに関する情報（カード番号、有効期限、名義人名など）
- 「保険者番号」や「被保険者等記号・番号」（一般的に「保険証」に記載されている内容）

当財団が、上の表に記された情報（マイナンバーなど）の情報を求めることは、申込時・採用後に関わらず、一切ありません。万一、上記の情報を含む書類が提出された場合、書類不備として失格となる場合があります。充分にご注意ください。

もし、「上記の情報を含む書類を、申込時の書類として提出する必要がある」という場合は、該当の情報の部分を黒塗りにしてスキャンいただいたり、該当部分を隠した状態で撮影していただいたり、スキャン・撮影後のデータから該当部分のみをカットしていただくなどの方法で、上記の情報が当財団に提供されないようにご注意ください。

(5) 申込書類を準備する上での注意事項

申込完了後に申込内容を変更することや、一部または全部の書類を「後から提出する」ことは、いかなる理由であってもできません。申込時点で必ず全ての書類を準備してください。

提出書類や申込等に関するご不明点がありましたら、当財団のホームページの問合せフォームよりご連絡ください。ただし、募集要項や当財団のホームページに明記された事項に関する個別のお問合せにはお答えできません。また、提出書類や申込に関するお問合せは、2024年1月15日(月)21時59分までにいただいた内容にのみ回答いたします。これ以降にいただいたお問合せには、どのような内容であっても、一切ご対応できません。

申込に必要な書類を全て完璧に準備いただいたとしても、それを申込用Webページでご提出いただかなければ、申込は完了となりません。書類をご準備いただく作業と並行して、「申込用Webページに正常にアクセスできるか」「申込用Webページで正常に入力やファイル添付ができるか」等もお早めにご確認ください。申込用Webページは複数のページで構成されており、最後の「申込前の最終確認画面」で「申込を完了する」ボタンを押すまでは、申込処理が行われてしまうことは絶対にありません。詳しくはこのあとの「15 申込用Webページでの操作」をご確認ください。

- ！ 2024年1月18日(木)21時59分までに申込操作が完了しなかった場合、失格となります。
- ！ 入力・記入必須の項目が空欄である場合、書類不備として失格となります。
- ！ 必須の提出書類が正当な理由なく提出されない場合、書類不備として失格となります。
- ！ ファイルが破損している・ファイルにパスワード設定やプロテクト処理がかかっているなどの理由で、提出されたファイルを開くことができない場合、書類不備として失格となります。
- ！ 解像度が低い・濃度が薄い・ピンボケしている・書類の一部が欠けている等の理由で、ファイルの内容を読み取ることができない場合、書類不備として失格となります。
- ！ 当財団が指定した拡張子以外のファイルや、当財団の指定を超えるサイズのファイルをご提出いただくことはできません。
- ！ マイナンバーなど、禁止された情報が提出された場合は、書類不備として失格となります。
- ！ 申込完了後に、申込内容を変更することは、いかなる理由であってもできません。
- ！ 書類を「後から提出する」ことは、いかなる理由であってもできません。

11 「申込書類」の入力・記入方法

次の「申込書類」の詳しい内容や入力・記入方法について、次のページから詳しく説明します。

「書類データ送信」での書類の名前	「Webフォーム入力」での入力画面の名前
申込書	Web「申込書」画面
生活実態申告書	Web「生活実態申告書」画面
留学希望書	Web「留学希望書」画面
作文『留学での新しい冒険と成長』	Web「作文」画面

(1) 申込書類記入時の注意点

当財団の奨学金には、保護者ではなく受給希望者の主導によりお申込いただくことをお願いしております。申込書類は、すべて、保護者ではなく、受給希望者をご準備ください。

受給希望者おひとりで書類を作成することが難しい場合は、保護者をご相談いただいても構いません。ただし、最終的な内容の作成や入力・記入は、必ず受給希望者本人が行ってください。「保護者が考えた内容を、受給希望者が書き写す」ことも認められません。必ず受給希望者本人の考えた文章を、受給希望者本人が入力・記入するようにしてください。

受給希望者が作成・入力・記入するべき内容や書類について、正当な理由なく、保護者が作成・入力・記入していた場合、書類不備として失格となる場合があります。充分にご注意ください。

ただし、「申込書（Web申込書画面）」の「保護者による記入（入力）可能欄」のみ、保護者にご記入・ご入力いただくことが可能です。必要に応じてこの欄をご活用ください。（この欄は任意記入となりますので、空欄のままでも構いません。）

なお、正当な理由（身体障害や利き腕の負傷等）で受給希望者本人の入力・記入が困難な場合は、例外として、受給希望者本人の作成した内容を保護者が代筆することを認めます。その場合は、申込時にその旨を理由と共に入力・記入してください。（説明された理由に正当性がないと当財団が判断した場合、書類不備として失格となる可能性がありますのでご注意ください。個別のお問合せには一切お答えできませんのでご了承ください。）

入力・記入必須の欄が、正当な理由なく空欄となっている場合、書類不備として失格となる可能性があります。どの欄が「入力・記入必須」であるのかは、このあとの説明・「申込用紙」・「申込用Webページ」等でご確認いただけます。「空欄でも良い」と明記されている欄（「任意記入欄」など）以外は、原則として「入力・記入必須」となります。「入力・記入必須」であるかどうか、受給希望者の状況次第で変動する場合があります。

もし、申込用Webページ上で、「自分にとっては入力する必要がない筈の欄」が「入力必須」とされているおり、「その欄を空欄にしたままでは先に進めない」という場合は、「なし」や「ゼロ円」などをご入力いただくことで、問題なく先に進んでいただくことができます。

「Webフォーム入力」での注意事項

「Webフォーム入力」では、必要な項目を、全てWebフォーム上でご入力いただきます。

このとき、紙の「申込書類」のご提出は不要であり、紙の書類に内容を手書きしていただく必要もありません。ただし、ご入力いただく項目は数が多いため、事前に「申込用紙」のPDFをご確認ください。(紙の「申込書類」も、Webフォームの入力画面も、設問内容は全く同じです。)

なお、項目によっては、募集要項及び入力用のWebフォームに、「目安：○文字以内」など、文字数の目安が記載されている場合があります。これは、紙の申込用紙へ手書きなどで記入した場合と、ほぼ同程度の文字数となるように示したものです。あくまでも目安であり、数十文字程度超過することには問題はありません。逆に、文字数が不足しても問題ありません。ただし、目安文字数を大幅に超過した場合、ご提出いただけない場合がございます。その場合は、文字数を超過している旨の注意がWebフォーム上で表示されますので、確認の上文字数を調整してください。

「書類データ送信」での注意事項

「書類データ送信」では、予め紙に印刷した「申込書類」に手書きで記入していただき、それをスキャンや撮影することによって、データ化した状態でアップロードしていただきます。

記入する内容は、それぞれの記入欄の中におさまるようにご協力ください。

手書きでのご記入の際は、濃い黒のボールペン等を使って、できるだけ大きな文字ではっきりご記入ください。鉛筆やシャープペンシルなどを使って書かれた書類は、薄くて読み取れない場合がございます。また、小さな文字で記入された書類も、内容を読み取れない場合がございます。

筆記内容が読み取れない場合は、書類不備として失格となります。充分にご注意ください。

- 文字数については、同じ文章でも、数え方によって変動する場合があります。本奨学金への申込において当財団が案内する「文字数」とは、あくまでも概算であり、数十文字程度であれば「数え方などによって発生し得る誤差」と考えます。「1文字でも外れたら駄目だ」というような厳密な数え方は行いませんので、ご安心ください。Webフォームに文字数をカウントする機能はありませんので、ご了承ください。

(2) 申込書 (Web申込書画面)

入力・記入欄	説明
受給希望者の 家庭事情【必須】	目安：800字以内 奨学金を希望する事情や、受給希望者の生育状況・家庭事情、その他説明を要することについて入力・記入してください。
家族構成 (受給希望者と同居中の家族や、別居していても仕送り等で経済的な関係がある家族について入力・記入してください。該当家族がない場合は、空欄で構いません。)	「続柄」は、受給希望者から見た関係性を入力・記入してください。 「通っている学校 又は 勤務先名称」について、就労も就学もしていない場合は、「なし」と入力・記入してください。または、空欄でも書類不備にはなりません。 「同居又は別居」では、申込時点で受給希望者と同居しているかどうか入力・記入してください。 「学年 又は 年間手取り収入」では、就学している場合はその学年を、そうではなく収入(年金受取などを含みます)がある場合は手取り収入額を入力・記入してください。どちらにも当てはまらない場合は空欄のまま構いません。 「当財団への申込有無」では、その家族も、今年度当財団の奨学金に申込している場合(または申込を予定している場合)に、チェックをつけてください。(この欄の内容は申込管理のために使用し、選考審査に影響を与えません。「家族の申込を知らなかった」「申込予定だったがとりやめた」等のやむを得ない理由で、事実と異なる内容を入力・記入することになっても、書類不備とはなりません。)もし書ききれない場合は、「受給希望者の家庭事情欄」「申込に関する任意記入欄」等をご利用ください。
保護者による 入力・記入可能欄 《任意》	目安：600字以内 この欄のみ、受給希望者ではなく、保護者に入力・記入いただくことが可能です。家庭事情に関する補足説明事項など、何かありましたら入力・記入してください。この欄への入力・記入は任意です。空欄のままでも書類不備にはなりません。
受給希望者の 学業や 課外活動の状況 【必須】	目安：600字以内 受給希望者の、学校の出席状況や健康状態、学外での課外活動、お持ちの資格や特技などについて、入力・記入してください。 ただし、資格のうち「英検」「TOEIC」「IELTS」「TOEFL iBT」については、「留学希望書」「Web 留学希望書画面」にて入力・記入いただくことができますので、この欄では省略していただいて構いません。 その他の資格などを入力・記入いただく場合は、可能な限り「任意添付書類」として、合格証明書などを添付してください。添付できない場合、その理由を合わせてご説明ください(例:「漢字検定2級を持っているが、合格証明書が手元にない」)。
受給希望者の 将来の夢や 学習目標…【必須】	目安：600字以内 目標の将来像(夢・職業・志望校)、そのために今必要としている勉強の内容や目標、そのために今奨学金を使ってどのような勉強をしたいのか、現状と目標のギャップ等について、入力・記入してください。
成績証明書類の、 評定や評価の見方 【必須】	添付した「成績を証明する書類」の評価の見方を入力・記入してください。 「ご自身の獲得した成績の中での最高点と最低点」ではありません。 例えば「1～10の評価で、数字が大きいほど成績がよい」という場合は、「最も悪い評価」は「1」、「最も良い評価」は「10」、「10段階評価」となります。他にも、5段階評価や、アルファベットでの表記など、様々なパターンが考えられます。ご不明な場合は学校に確認の上入力・記入してください。 何らかの理由で「成績を証明する書類」が提出できない場合や、書類に評価が記載されない場合は、空欄のまま(または「なし」などを入力)で構いません。その場合、書類不備とはなりません。
本申込に関する、 その他任意記入欄 《任意》	目安：600字以内 「本来提出が必要なはずの書類を、提出できない事情」などがありましたら、この欄に入力・記入してください。 別の欄で書ききれない内容があった場合、その内容を補完するためにご利用いただくことができます。その他、任意でご活用ください。 この欄への入力・記入は任意です。空欄のままでも書類不備にはなりません。

(3) 生活実態申告書 (Web「生活実態申告書」画面)

「受給希望者のみの世帯欄」と「保護者世帯、または受給希望者と保護者の同居世帯」欄に分かれています。申込時点での受給希望者の経済的な状況によって、次のように入力・記入が必要な箇所が変わります。「書類データ送信」「Webフォーム入力」のいずれも同様です。

申込時点での状況	「生活実態申告書」入力・記入方法
受給希望者と保護者が同居しており、生計を共にしている。	下の「保護者世帯又は同居世帯」欄だけを入力・記入。 上の「受給希望者のみの世帯」欄は空欄で可。
受給希望者と保護者は別居状態にあるが仕送りなどの経済的な関係がある。	上の「受給希望者のみの世帯」欄と、 下の「保護者世帯又は同居世帯」欄 両方を入力・記入
受給希望者と保護者の間に、仕送りなどの経済的な関係がない。または、保護者が不在である。	上の「受給希望者のみの世帯」欄だけを入力・記入。 下の「保護者世帯又は同居世帯」欄は空欄で可。

ご家庭の現在の収支の実態がわかるよう、一年間の収支について入力・記入してください。収支の合計は一致しなくても問題ありません。収入は全て、「手取り」金額で入力・記入してください。

金額は1円単位まで正確である必要はなく、概算で構いません。単位も書きやすいように自由に入力・記入してください（「1,200,000円」、「120万円」、「1200千円」など）。

予め、主な収入・支出の項目を記載していますが、該当する収入・支出がない場合は、金額欄は空欄のままです。ただし、一般的に必要と思われる支出がない場合（一般的な二人暮らし家庭だが、何らかの理由で食費の支出が全くないなど）、その理由を任意記入欄でご説明ください。

「手当：」や「奨学金：」などの項目については、そのあとに手当や奨学金の名称を追記してください。「給与：」や「他の親族等からの援助：」欄では、給与を得ている方の続柄（「父」「姉」など）や、援助をしてくれている方の続柄（「叔母」「いとこ」など）を追記してください。

現在、受給希望者が施設に在籍している場合でも、アルバイト収入や携帯料金支出などがあれば、収支欄にそれを記入してください。生活実態としての収入・支出が全くない場合は、収支欄は空欄で構いませんが、「任意記入欄」に「一切の収入・支出なし」等と入力・記入してください。

入力・記入欄	説明
生活実態に関する任意記入欄 《任意》	目安：500字以内 貸与型奨学金、学資ローン、その他債務などがある場合や、貯蓄がある場合は入力・記入してください。特になければ空欄で構いません。空欄でも書類不備にはなりません。一般的に必要と思われる支出が必要ない場合、その理由をご説明ください。どうしても毎月特定の支出が高額になってしまうご事情がある場合や、大きな支出や問題がある場合も、ご説明いただくことができます。（例：「持病により医療費が高額」「親が仕事で使っている車を買って替えないといけない」など） 今後、家族の就職・退職、進学、手当や年金の増減などが見込まれ、収支の状況が大きく変わりそうな場合も入力・記入してください。

- 予め記載された主な収支項目を参考に、家計の状況が分かるように入力・記入してください。「年間生活費合計で120万円。以上。」等の1行にまとめられてしまうと、家計の状況を判断することができず、書類不備として失格となる可能性がありますので、ご注意ください。
- 収支の記入欄が足りない場合、任意記入欄で補足いただけます。又は、もし「予め記載された収支項目」の中に必要のない項目がある場合は、その項目を二重線などでつぶしていただき、その行をご利用いただいても構いません。

(4) 留学希望書 (Web「留学希望書」画面)

次の条件をすべて満たす留学の計画について入力・記入してください。条件を満たさない場合、お申込いただくことはできません。

<p>■留学時期：2024年4月1日～2025年3月31日の期間に日本を出発する（日本時間換算）</p> <p>■留学期間：最低2週間</p> <p>■渡航先：申込時点で、次の3つの要件を満たす国および地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省の「危険情報」「感染症危険情報」の両方が出ていない ・英語が公用語または準公用語として使用されており、英語を学べる環境である ・現地の学校に通う場合、その成績が英語または日本語で発行される
--

申込時点で、留学の計画が確定していない場合、決まっている範囲で入力・記入してください。

入力・記入欄	説明
留学予定の国・地域	「アメリカのニューヨーク」など、国名と地域名を入力・記入してください。申込時点で留学先が確定していない場合、「アメリカのニューヨークまたはイギリスのロンドン」など、複数の候補を入力・記入してください。
留学を希望する理由や意気込み…	目安：250字以内 留学を希望する理由や、留学で学びたい・体験したいこと、留学への意気込みなどを入力・記入してください。
現時点で見積もっている費用	現時点で見積もっている留学費用を入力・記入してください。 「渡航費用」は1往復分の費用を、「留学エージェントへの支払手数料」「ビザ申請費用」「海外旅行保険料」については、1回の留学で見込まれる費用を入力・記入してください。 「現地で通う学校の学費」「現地宿泊費用」「その他生活費」については、「1か月分の費用」と「留学全体での費用」の両方を入力・記入してください。 例えば、「3か月間の留学を予定している」ケースで、「1か月分の宿泊費用として2万円を見込んでいる」場合、「留学全体での費用」は「6万円」となります。 もし、既に記載された項目について、費用の発生見込がない場合は、空欄のままとしていただくか、「ゼロ円」などと入力・記入してください。その場合は書類不備とはなりません。(例：「留学エージェントを通さずに留学に行くので、留学エージェントへの支払手数料が発生しない」等)
語学力条件の確認	お持ちの語学力の資格について、該当する内容にチェックをつけてください。ここでチェックをつけていただいた資格については、合格証明書やそれに準じた書類を「語学力を証明する書類」として別途提出いただきます。
本奨学金に採用されなかった場合…	目安：150字以内 もしも本奨学金に採用されなかったらどのように対応する予定か、入力・記入してください。
自己負担金が発生する場合…	目安：150字以内 当財団の奨学金に採用されたとしても、当財団の奨学金だけでは必要な費用をまかないきれないという場合（自己負担金が発生する）場合、その分の金額をどのように補てんする予定か、入力・記入してください。 (例：「留学に必要な費用が合計132万円見込の場合、当財団からの給付奨学金100万円を受けても32万円が自己負担となるため、32万円をどのように準備する予定か入力・記入してください） 自己負担金が発生しない場合、入力・記入は不要です。この場合、書類不備にはなりません。
使用目的に関する任意記入欄	目安：400字以内 記入した金額に説明するべき内訳がある場合（留学エージェントのパッケージに渡航費・生活費・学費など複数の費用が含まれているケースなど）や、金額の資料の添付が困難である理由などを入力・記入してください。 説明するべき内訳や、資料を添付できない理由が特になければ、入力・記入は不要です。空欄でも書類不備にはなりません。

(5) 作文 (Web「作文」画面)

次の通り、受給希望者に作文を書いています。

作文テーマ：『留学での新しい冒険と成長』

1行目に自分なりの「作文タイトル」を記入し、次の行から本文を書き始めてください。

指定の「作文用紙」3枚以上4枚以内、

または作文テキストの入力（1000字以上 1300字以内）でご提出ください。

「Webフォーム入力」の場合、他の入力欄と同様に、テキストとしてご入力いただくことも可能ですが、当財団の所定の「作文用紙」に手書きで記入したものを提出していただくことも可能です。このとき、どちらか一方のみご提出いただければ問題ありません。

「テキスト入力のみで提出し、手書きの作文用紙データの添付はしない。」または「手書きの作文用紙データ添付のみで提出し、テキスト入力はしない。」ということが可能です。

「書類データ送信」の場合、当財団指定の書式「作文用紙（手書き用・横書き）」を紙に印刷していただいたうえで、濃い黒のボールペンをご利用いただき、大きな文字ではっきりご記入ください。内容が読み取れない場合は書類不備として失格となりますので、充分にご注意ください。鉛筆などで下書きいただき、上から濃い黒のボールペンでなぞっていただいても大丈夫です。

1枚の作文用紙には約400字記入できます。「現在のページ数」と「全体のページ数」も合わせて記入してください。

テキストで作文を入力していただく際の文字数については、「1文字でも指定を外れたら駄目だ」というような厳密な考え方は行いません。全く同じ文章でも、数え方などによって、多少文字数が変動する場合があります。従って、数十文字程度であれば、「数え方などによって発生し得る誤差」と考えます。

ただし、「どんな数え方をしても、指定の文字数から百文字以上外れている」「作文が短すぎる、または長すぎる」場合、書類不備として失格となる可能性がありますので、充分にご注意ください。申込用Webページに文字数をカウントする機能はありませんので、ご了承ください。

12 「添付書類」に関するご説明

次の「添付書類」の詳しい内容や入手方法について、次のページから詳しく説明します。

添付書類の名前	書類の概要	備考
語学力を証明する書類	英検、TOEIC、IELTS、TOEFL iBTの証明書	全員提出
成績を証明する書類	成績証明書または直近の通知表	全員提出
収入を証明する書類	保護者の所得証明書など	ほぼ全員提出
家庭事情に応じた書類	施設在籍証明書、医師の診断書など	該当者のみ提出
金額の根拠となる書類	奨学金を使用する目的の金額が確認できる資料	全員提出
受給希望者の顔写真	半年以内に撮影したもの	全員提出
任意添付書類	所有している資格の合格証明書など	該当者のみ提出

(1) 添付書類の準備に関する注意点

必要な書類が、正当な理由なく提出されない場合は、書類不備として失格となります。

もし、必要書類を準備できない何らかの理由がある場合は、当該書類の添付を省略してお申込みいただくことができます。ただし、その場合、紙の「申込書」または「Web申込書」画面の、「本申込に関する、その他任意記入欄」に、必ずその理由を記載してください。それについて当財団が「正当な理由である」と判断した場合は、書類不備とはなりません。

書類を準備できない理由が正当であるかどうかについて、個別のご質問には一切ご回答できません。予めご了承ください。

「語学力を確認する書類」については、申込時点でご提出いただけない場合、いかなる理由であっても書類不備として失格となります。

申込完了後に、申込内容を変更することはできません。書類を「後から提出する」ことは、いかなる理由であってもできません。申込時点ですべての書類をご準備の上ご提出ください。

どうしても、申込時点までに必要な書類を準備できない場合、紙の「申込書」または「Web申込書」画面の、「本申込に関する、その他任意記入欄」でその事情をご説明いただいたうえで、当該書類を添付しないままお申込ください。ただし、いかなる場合でも、書類の後日提出には応じられないことを予めご了承ください。個別のご要望には一切ご対応できませんのでご注意ください。

(2) 語学力を証明する書類

全員にご提出いただきます。

英検、TOEIC、IELTS、TOEFL iBTのうち、次の「語学力条件」を満たすいずれかひとつ以上の資格について、その証明となる書類をご提出ください。

- 英検準1級以上を所持しており、その証明となる書類を提出できる。
- TOEICで740点以上を獲得したことがあり、その証明となる書類を提出できる。
- IELTSで6.0点以上を獲得したことがあり、その証明となる書類を提出できる。
- TOEFL iBTで80点以上を獲得したことがあり、その証明となる書類を提出できる。

「合格証明書」「公式認定証」「成績証明書」「スコアレポート」などのほか、「合否通知」「オンライン成績確認画面のスクリーンショット画像」などでも構いません。英検の場合は「合格した級」、それ以外の試験の場合は「獲得したスコア」と、「受験した人の名前」が確認できる書類をご用意ください。（書類に記載された氏名が、受給希望者の現在の氏名と異なる場合は、その理由を「任意記入欄」でご説明ください。）

申込時点で、条件を満たす書類をご提出いただけない場合、いかなる理由であっても書類不備として失格となります。

(3) 成績を証明する資料

全員にご提出いただきます。

直近の学校の成績が記載された資料（「成績証明書」「成績が記載された調査書」「直近の通知表」及びこれらに準じた書類）をご用意ください。

記載されている成績は、「5段階評価換算で、平均3.0以上」である必要があります。これを満たさない場合、お申込いただくことができませんのでご了承ください。

学校から発行された書類が、封筒の中に入っている場合は、ご自身でその封筒を開封し、中身の書類のみをご提出ください。もし、封筒に「厳封」や「生徒（本人）の開封無効」などと書いてあっても問題ありません。封筒をご自身で開封してください。

- 申込時点で高校1年生であり、「申込時点で、まだ高校から一切の成績書類が発行されていない」という場合のみ、例外的に「成績を証明する資料」を添付せずお申込いただくことができます。この場合は、申込時に必ずそのご事情をご説明ください。（例：「年度末にしか成績が出ない高校の1年生なので、高校から発行された成績書類は、現時点でひとつもない」など）
これ以外のケースでは、「成績を証明する資料」は「提出必須」です。提出がされない場合は書類不備として失格となります。

なお、資料（特に通知表）が複数ページで構成されている場合、そのすべてのページをスキャン・撮影いただく必要があります。成績（各科目の評定など）が記載されたページだけでなく、出席日数などが記載されたページも、忘れずにスキャン・撮影いただくよう、ご注意ください。

- 「もともと、成績資料には出席状況が記載されていない」という場合は、それをそのままご提出いただければ問題ありません。この場合、書類不備にはなりませんのでご安心ください。

(4) 収入を証明する書類

受給希望者と生計を同一にしている保護者の収入の状況に応じて、次の表の通りご準備ください。

なお、受給希望者に、生計を同一にしている保護者がいない場合は、この書類の提出は不要です。
(具体的には、「受給希望者が、児童養護施設などの施設に在籍している場合」や、「受給希望者が里親家庭で生活しており、里親との生計が完全に別になっている場合」、「受給希望者が、誰の援助も得ずに単身で生活している場合」は提出不要です。)

ただし、「受給希望者が里親家庭で生活しており、里親との生計を同一にしている場合」は、この書類をご提出いただく必要があります。正当な理由なくご提出いただけない場合は書類不備として失格となりますので、充分にご注意ください。

- 養育里親のご家庭やファミリーホームで暮らしているお子様について、里親様と委託児童様が完全に生計を別とされている場合（又は4月以降に完全に生計を別とする場合）は、当財団は「里親様の家族構成・家計の状況は一切考慮せずに選考を行う」としてしております。これは、児童養護施設などに在籍されているお子様と同一のご対応となります。

しかしながら、里親家庭のお子様からのお申込であっても、親族里親様からのお申込や、里親様と委託児童様の生計の一部が同一となっているケースなど、様々な状況が考えられます。こういった場合、家計状況についてご記入いただき、証明書類をご提出いただくことで、より適切な状況の把握が可能になると考えております。従って、里親家庭様であっても「収入を証明する証明」のご提出をお願いしております。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次の表の「保護者の収入の状況」のうち、複数の項目に当てはまる場合は、その分の書類をすべてご準備ください。(例:「個人事業主であり、年金も受給している場合」は、「個人事業主である場合に必要な書類」と「年金を受給している場合に必要な書類」の両方をご準備ください。)

万一、該当の書類がお手元にない場合は、書類「任意記入書類」又は「Web任意記入書類画面」の「申込に関する、その他任意記入欄」において、その旨を入力・記入してください。

書類はいずれも、「直近のもの（お申込時点でご準備いただける最新のもの）」をご提出ください。例えば、「今年度分」が未発行である場合は「昨年度分」を、それも未発行の場合は、「その前の年度の分」をご提出いただければ構いません。このとき、古い年度の書類だからと言って書類不備になるということはありません。

なお、この奨学金へのお申込は受給希望者の主導で行っていただくことをお願いしておりますが、各種証明書類を取得するための手続におきましては、保護者本人が行うほうがスムーズに行える場合がございます。このような場合、「収入を証明する書類」を、保護者本人に取得していただくことは一切問題ありません。これを理由に書類不備とすることはありません。

いずれの場合も、マイナンバーなどの情報は隠してご提出ください。

保護者の収入の状況	準備する書類の名前
個人事業主である。	<p>「令和4（2022）年の確定申告書（第一表、第二表、第三表）」</p> <p>※「第三表」は、確定申告で提出した方のみご提出ください。 「第三表」を確定申告で提出しなかった方は、提出は不要です。 ※マイナンバー等の情報は隠した状態でご提出ください。</p> <p>（第一表には税務署の受領印が必要です。電子申告を行った場合は、任意記入欄で「電子申告を行ったため確定申告書に受領印なし」とご説明ください。その場合、受領印がなくても問題ありません。）</p>
個人事業主ではないが、確定申告をしている。	<p>「令和4（2022）年の確定申告書（第一表、第二表、第三表）」</p> <p>※「第三表」は、確定申告で提出した方のみご提出ください。 「第三表」を確定申告で提出しなかった方は、提出は不要です。 ※マイナンバー等の情報は隠した状態でご提出ください。</p> <p>（第一表には税務署の受領印が必要です。電子申告を行った場合は、任意記入欄で「電子申告を行ったため確定申告書に受領印なし」とご説明ください。その場合、受領印がなくても問題ありません。）</p>
給与所得者であり、確定申告をしていない。現在の勤務先に、1年以上勤めている。	<p>勤務先が発行した、 「令和5（2023）年または令和4（2022）年の源泉徴収票」</p> <p>※もし、勤務先から源泉徴収票が発行されない場合は、代用として直近の「給与明細書」2か月分をご提出ください。</p>
給与所得者であり、確定申告をしていない。現在の勤務先に就職してから、まだ1年経過していない。	<p>勤務先が発行した、 「令和5（2023）年または令和4（2022）年の源泉徴収票」に加えて、直近の「給与明細書」2か月分</p> <p>※もし、勤務先から源泉徴収票が発行されない場合は、その旨を「任意記入欄」に入力・記入いただいたうえで、「給与明細書」2か月分だけをご提出ください。</p>
確定申告をしておらず、給与所得もない。	<p>「2022年（2023年でも可）1月1日から12月31日までの、収入の金額と内訳、所得の金額と内訳が記載された書類」</p> <p>※書類の名称は自治体によって異なります。一般的には、「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」などが該当します。必ず、自治体の窓口で上記の要件をお伝えいただいたうえで、条件に当てはまる書類をご用意ください。</p>
年金を受給している。 （障害年金、遺族年金等含む）	<p>日本年金機構から発行された、 「年金振込通知書・年金額改定通知書」または 「年金決定通知書・支給額変更通知書」または 「年金決定通知書」など</p> <p>（受給者氏名、年金額、発行年月日、発行元の記載が必要です）</p>
雇用保険基本手当 （失業給付）を受給している。	<p>ハローワークで発行された、「雇用保険受給資格者証」 （受給者氏名、金額、発行年月日、発行元の記載が必要です）</p>
生活保護費を受給している。	<p>市区町村福祉事務所から発行された、 「生活保護決定通知書」または「生活保護変更通知書」など （受給者氏名、金額、発行年月日、発行元の記載が必要です）</p>
各種手当をもらっている。	<p>各種手当に関する通知書 （受給者氏名、金額、発行年月日、発行元の記載が必要です）</p>

いずれの場合も、マイナンバーなどの情報は隠してご提出ください。

何らかの理由で、上記の指定よりも古い書類しかご用意いただけない場合は、その理由を「任意記入欄」でご説明いただいたうえで、その古い書類をご提出ください。その場合、書類不備とはなりませんので、ご安心ください。

(5) 家庭事情に応じた書類

以下の表に従って、書類をご準備ください。

家庭事情によっては、提出不要となる場合がございます。

受給希望者の家庭状況	準備する書類	備考
現在 施設に在籍している	施設在籍証明書、入所措置書など	必ず提出
過去に 施設に在籍していた	入所措置解除決定通知書、過去の在籍証明書等	できれば提出
現在 里親家庭で生活している	委託証明書など	必ず提出
過去に 里親家庭で生活していた	委託措置解除決定通知書、過去の委託証明書等	できれば提出
両親がいるものの、 就労困難な状況である	医師の診断書、障害者手帳など 就労困難な事情を証明できるもの	必ず提出
ひとり親家庭の子どもである	(この書類の提出は不要となります)	(提出不要)

現在施設に在籍している場合や、現在里親家庭で生活している場合は、施設在籍証明書や委託証明書などを必ずご提出いただく必要があります。なお、書類の名前は施設や自治体などによって異なる場合がありますが、「受給希望者が、施設に在籍していること」や「受給希望者が、里親家庭で生活していること」を証明できる書類であれば、書類の名前は不問となります。

過去に施設に在籍していた場合や、過去に里親家庭で生活していた場合は、できる限り該当書類を提出してください。ただし、「施設を退所してから、または、里親委託措置が解除されてから、長い時間が経過している」という理由で、該当する書類を準備することが難しいケースも想定されます。その場合、「申込に関する任意記入欄」でその旨をご説明いただき、合わせて「施設に在籍していた／里親家庭で生活していた期間」や「在籍していた施設の名前」を入力・記入してください。このようなケースでは、施設在籍証明書などをご提出いただかなくても、書類不備にはなりません。

(または、過去に発行された在籍証明書や委託証明書などをご提出いただいても構いません。このとき、書類の発行年月は問いません。「5年前」「10年前」などでも問題ありません。)

受給希望者の両親に就労困難な事情がある場合、その事情を証明できる書類をご準備ください。本人または家族の障害者手帳、申込時点から3年以内に発行された医師の診断書や意見書、要介護状態にある事実を証明できる書類等が該当します。その他にも、就労困難なご事情を証明できると考えられる書類であれば、ご提出いただくことが可能です。

どうしても期日までに書類をご用意いただけない場合、「任意記入欄」でその理由をご説明いただき、書類を添付せずお申込ください。個別のご質問にはご対応できませんのでご了承ください。

受給希望者がひとり親家庭の子どもである場合は、それを証明するための書類のご提出は不要です。ただし、奨学生として採用させていただいた場合は、後日戸籍を証明する書類をご提出いただきます。(詳細は採用後にご連絡いたします。もし書類の準備が難しい場合、個別にご相談いただくことが可能ですが、お申込時点でのお問合せにはご対応できません。予めご了承ください。)

また、「受給希望者がひとり親家庭の子どもであり、なおかつ、ひとり親の方が就労困難である」場合、それを証明するための書類(診断書や障害者手帳など)のご提出は不要です。ご提出がなくても書類不備とはなりませんので、ご安心ください。

(6) 金額の根拠となる資料

「留学希望書」に入力・記入いただいた「留学費用」について、「どのような根拠で、その金額を見積もったのか」という資料をご提出いただきます。具体的には次のような資料が該当します。

- 学校や留学エージェント等が発行した「留学に関する資料」「見積書」「注文書」
- 留学の費用について記載された、インターネット上のホームページの画面やプリントなど
- その他、費用が記載されたなんらかの資料

申込時点で、留学計画がほぼ固まっており、留学に出発するための書類の準備なども進めているという場合は、「見積書」等をご提出ください。

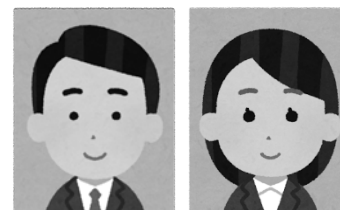
申込時点で、まだ留学計画が完全に固まっていないという場合は、見積費用を設定するために参考にした資料をご提出ください。例えば、「インターネットで検索したところ、費用例が記載されたページが見つかったので参考にした」「学校で相談したところ、一般的な説明プリントをもらったので参考にした」などでも問題ありません。このようなケースでは、「参考にしたホームページの画面（スクリーンショット画像など）」や「学校からもらったプリント」をご提出いただくことができます。

もし、「金額の見積について、口頭で教えてもらっただけなので、提出できる資料が全くない」という場合は、資料を添付せずお申込ください。ただし、その場合は、必ず「任意記入欄」でその旨をご説明ください。

なお、「留学パンフレット」など、冊子上の資料をご準備いただいた場合は、全てのページではなく、該当する金額が掲載された箇所（ページ）のみをスキャン・撮影してください。

(7) 受給希望者の顔写真

一般的に「証明写真」として撮影されるような、受給希望者の顔写真をご提出いただきます。



「Webフォーム入力」「書類データ送信」のいずれの場合も、顔写真をデータでご提出いただく必要があります。このとき、PDFデータでは認められず、「JPG・JPEG・PNG」の拡張子（ファイルの種類）のみが認められますので、充分にご注意ください。スマートフォンなどで受給希望者を撮影した画像のデータを、そのままご提出いただく方法でも問題ありません。

具体的には、次のすべての項目を満たすような顔写真をご用意ください。

- 受給希望者の首から上の部分が見えている。（胸から上などでも可）
- 受給希望者が正面を向いて立っている、または正面を向いて座っている。
- 半年以内に撮影された写真である。

次のような写真では受付ができませんので、充分にご注意ください。

- 受給希望者以外の人物が写っている。
- 受給希望者が、明らかに正面を向いていない（横顔や後ろ姿で写っている）。
- 「受給希望者の全身が写っている」などの理由で、顔の面積が著しく小さい。
- 帽子、装飾品、手や足の動きなどによって、顔や頭の輪郭が著しく隠れている。
- 著しいピンボケ、手振れ、解像度の低さなどにより、顔の判別ができない。
- 「写真加工アプリ」や「画像編集ソフト」などによって、本来の顔の原型を留めていないほどに、写真が加工されている。

ただし、「どうしても少しピンボケしてしまう」「どうしても少し目線が正面からずれてしまう」「スマホで撮影すると、自動的に少し補正されてしまう」など、やむを得ない理由で上記注意事項に抵触してしまっても、一般的に顔・頭・輪郭などが判別できる状態であれば問題ありません。また、トリミングや画像サイズ変更など、上記事項に抵触しない加工を行うことも問題ありません。

- 「宗教上や医療上の理由によって、頭部に布や医療器具等を着用・装着している」「健康上の理由によって、立位や座位での撮影ができない」など、やむを得ない理由によって上記の条件を満たすことが難しい場合は、できる限りの条件を満たした写真をご用意ください。そのうえで、その理由を入力・記入してください。正当な理由がある場合は、書類不備とはなりませんので、ご安心ください。
- 撮影時の衣装は不問であり、どんな衣装でも（あまりにも特殊・奇抜なものでなければ）選考審査には一切影響を与えません。特に、「スーツでなければならない」「スーツが望ましい」というような決まりは一切ありません。普段の衣装で撮影いただいても構いません。

(8) 任意添付書類

この書類の提出は任意となります。提出がなくても書類不備にはなりません。

受給希望者が何らかの資格を持っていたり、何らかの活動実績を持っていたりする場合、資格の合格証明書や表彰状などをご提出いただくことが可能です。

13 書類のデータ化

当財団に書類をご提出いただく際は、事前に書類をデータ化していただく必要があります。データ化の方法には主に、スキャナーやコンビニの複合機等を利用した「スキャン」と、スマートフォン等を利用した「撮影」の2通りがあります。当財団のホームページに、それぞれの方法や注意点を記載しておりますので、必ず事前にご確認ください。

ご提出いただく書類	拡張子（ファイルの種類）	1ファイルあたりのサイズの上限
受給希望者の顔写真	JPG・JPEG・PNG	$1500 \text{ K B} = 1.5 \text{ M B}$
それ以外のすべての書類	JPG・JPEG・PNG・PDF	

この奨学金へのお申込にあたってご提出いただける「拡張子（ファイルの種類）」や「1ファイルあたりのファイルサイズ上限」は上の通りです。これ以外の「拡張子」のデータ（ZIPやHEICなど）や、このサイズ上限を超えるデータをお受付することはできませんので、充分にご注意ください。（ファイルサイズご確認の際は、その単位にも充分にご注意ください。）

詳しくは当財団のホームページをご確認いただき、そのうえで、ご利用の機器の説明書などを参照いただき、適切なデータファイルをご自身でご用意ください。拡張子（ファイルの種類）・ファイルサイズ・データ化の操作方法などについて、個別のご質問には一切ご回答できません。

必要な書類が提出されている場合でも、次のような理由で書類の内容を読み取ることができない場合、書類不備として失格となります。

- ファイルが破損しており、開くことができない。
- ファイル（特にPDFファイル）にパスワード保護やプロテクト処理がかかっているため、ファイルを開いたり編集したりすることができない。
- ファイルを開くことはできるが、解像度が低く、内容を読み取ることができない。又は、文字が小さすぎたり薄すぎたりして、内容を読み取ることができない。

提出するデータは、必ず事前にご自身で開いていただき、問題なく内容を読み取ることができるかどうかご確認ください。

ファイルを開いたり編集したりするためにパスワードが必要である場合、書類不備となりますのでご注意ください（パスワードを別途お教えいただくことは、安全上の理由でできません）。

もし、提出するべきデータにパスワード保護やプロテクト処理がかかっている場合は、「そのデータを開いた状態でスクリーンショットを撮影し、その画像データを提出する」等の方法で、当財団が問題なく書類の内容を読み取ることができるようにご提出ください。

- 当財団は、適切かつ安全なデータ管理を行うため、ご提出いただいたデータに対して、PDF化・ページ結合・暗号化等の処理を行います。このため、編集ができない状態のデータのご提出はご遠慮いただいております。
- 特に「勤務先から提出された給与明細のPDFデータ」等に、パスワード保護やプロテクト処理等がかかっていないかどうか、事前に十分にご確認ください。

14 申込用Webページへのアクセス

申込期間内に、次の申込用Webページにアクセスいただき、Webページの指示に従って、必要事項を入力・添付の上お申してください。

「明光教育研究所 奨学金申込ページ 2024年1月期日」

上記申込ページには、当財団のホームページからアクセスすることが可能です（申込期間中のみ）。パソコンでも、スマートフォン・タブレットからでもお申込みいただけます。

上記申込ページは、「Webフォーム入力」「書類データ送信」どちらの方法でも共通です。上記申込ページにアクセスいただいた後に、どちらの方法で申込を行うかどうか選択していただきます。

- 当財団は、この「第1回留学支援奨学金」だけでなく、同時期に「第10回給付奨学金」の申込も受け付けています。このふたつの奨学金は、同じWebページから申請することとなります。
- 申込用Webページにアクセスを行うと、「第10回給付奨学金」と「第1回留学支援奨学金」のどちらを申請するか（または両方を申請するか）選択する設問が表示されます。もし、両方の申込を希望する場合は、「16 『第10回給付奨学金』との同時申込」を先にご確認いただき、その内容に従ってください。

15 申込用Webページでの操作

申込用Webページにアクセスしていただくと、操作方法や注意事項などが表示されます。このようなご案内をよくお読みいただき、Webページの指示に従って、申込操作を進めてください。

(1) 申込用Webページの機能

申込用Webページにアクセスいただいた場合、まず注意事項が表示されます。申込用Webページは複数の画面で構成されており、「申込前の最終確認画面」で「申込を完了する」ボタンを押すまでは申込処理が完了することはありません。つきましては、早めに申込用Webページへのアクセスをお試しいただき、画面の表示や動作などに問題がないことをご確認ください。

申込用Webページからは、いつでも「よくある質問／申込操作テスト」ページをご確認いただくことが可能です。操作方法などに不明点がある場合、まずはこのページをご確認ください。このページに明記された内容に関する個別のご質問には、一切ご対応できませんのでご了承ください。

「よくある質問／申込操作テスト」ページでは、設問への回答テストや、書類の提出テストを行うこともできます。本番の奨学金申込操作を行う前に、ご用意いただいたファイルが「拡張子（ファイルの種類）とファイルサイズ上限」の条件を満たしているかどうか、ご確認ください。ただし、このテストで問題なく添付できるファイルであっても、書類不備にならないとお約束できるものではないことをご了承ください。詳しくはWebページ記載の内容をご確認ください。

申込用Webページでは、画面の指示に従って操作をすることで、「一時保存機能」を利用することが可能です。入力中は、時間経過・誤操作・機器トラブルなどで入力内容が消えてしまうことがないように、この機能をご活用ください。ただし、完全な動作をお約束できるものではないことをご了承ください。詳しくはWebページ記載の内容をご確認ください。

(2) 申込用Webページでご入力いただく内容

入力欄	説明
氏名	普段から利用している氏名を入力してください。 普段ご利用の氏名・成績表等の他の書類に記載されている氏名・戸籍上の氏名・パスポートの氏名などが、何らかの理由で異なっても構いません（それを理由に書類不備とすることはありません）。 「性」「名」のふたつの欄に分かれています。ミドルネームなどで氏名が3区分以上に分かれている場合は、自由な解釈で入力していただいて構いません。
氏名のフリガナ	カタカナで入力してください。
生年月日と年齢	生年月日は西暦で入力してください。 年齢は、申込時点での年齢を入力してください。
性別	ご自身がお考えになる性別を入力してください。
現在の学校の種類・学校名・学年	申込時点で通っている高校について入力してください。
現在最終学年かどうかの回答欄	「最終学年ではない」を選択してください。
4月以降の学齢	「高校生等」を選択してください。
4月以降に通う学校が確定しているか、4月から通う学校名や学年	「既に確定している」を選択してください。 4月以降も、申込時点で通っている高校に通い続ける方が大半かと思しますので、申込時点で通っている高校の名前や学年をもう一度入力してください。 もし、4月以降、別の学校への転校を予定されている場合は、転校予定の学校について入力してください。
保護者に該当する方かいないチェック	原則として、「受給希望者」だけでなく「保護者」の情報を入力もお願いしております。ただし、もし保護者に該当する方がいらっしゃらない場合は、この欄にチェックをいれてください。保護者の情報入力欄が非表示になります。
保護者の職業	現在就労されていない場合は、「なし」と入力してください。
保護者の、受給希望者との関係	受給希望者から見た、保護者の関係（「母親」「施設長」「後見人」など）を入力してください。
メールアドレス、電話番号	「連絡がとりやすいメールアドレスや電話番号」を入力してください。受給希望者の連絡先でも、保護者の連絡先でも、どちらを入力いただいても構いません。 ご連絡を確実にできるよう、入力欄をふたつずつ設けていますが、メールアドレスや電話番号をひとつしかお持ちでない場合は、ひとつだけの入力でも構いません（ふたつ目の欄が空欄でも、書類不備にはなりません）。 採否通知の連絡方法で「メール」を選択いただいた場合は、このメールアドレス宛てにお送りします。もし、メールアドレスをふたつ入力いただいた場合は、ふたつのアドレス両方に対してお送りします。
住所入力欄	郵便物のお届け先となる情報をご入力ください。受給希望者のご住所でも、保護者のご住所でも、どちらを入力いただいても構いません。採否通知の連絡方法で「郵送」を選択いただいた場合は、この住所宛てに普通郵便をお送りします。 「マンション名」「団地名」「施設名」「寮の名前」なども忘れずにご入力ください。 郵送の際のお宛名は、受給希望者様のお名前（苗字）となります。世帯主様と受給希望者様の苗字が異なる場合、「〇〇様方」まで含めて入力してください。
採否結果の連絡方法	「メール」または「郵送」どちらかひとつだけを選択していただけます。 後からご変更いただくことはできませんので、ご了承ください。

(3) 申込完了までの流れ

申込用Webページで全ての入力・添付操作を終え、「申込前の最終確認画面」で「申込を完了する」ボタンを押すと、申込処理が開始されます。その後、画面が切り替わり、「申込受付が完了しました。」と表示されたら、申込操作は全て完了です。

2024年1月18日(木)21時59分までに、「申込受付が完了しました。」と表示された申込のみが、選考審査の対象となります。

「申込前の最終確認画面」で「申込を完了する」ボタンを押すまでは、申込は完了していないことにご注意ください。申込期間内に申込を完了できなかった場合、自動的に失格となります。

- 万一、申込期間中に、地震や洪水といった自然災害等によって大きな被害があった場合は、当該地域からの申込期間を延長する等、例外的な対応を行う場合があります。その場合は当財団のホームページでご案内いたします。それ以外は、いかなる理由であっても、申込期間の延長は一切認められません。また、個別のお問い合わせには一切お答えできません。

申込操作完了後、ご入力いただいたメールアドレス宛に、「申込受付が完了した旨のメール」を自動でお送りいたします。次のいずれかのドメインからのご連絡となりますので、迷惑メール設定などを行っている場合は、事前に許可設定を行ってください。特定のお申込について、申込受付が正常に完了したかどうかの個別のお問合せにはご対応できませんので、予めご了承ください。

@meiko-zaidan.jp
@meiko-laboratory.com

- ! 締切直前はWebページへのアクセスが集中し、正常に入力・投稿ができなくなる可能性があります。入力および画面操作にかかる時間や、機器トラブル・システムトラブル等にも対応できるだけの時間も考慮し、十分な余裕をもってお申込いただきますようお願いいたします。
- ! Webブラウザ、通信環境、端末その他のエラーのために申込が正常に完了しなかった場合も、個別のご対応はできません。
- ! Webページの操作中は、時間経過・誤操作・機器トラブルなどで入力内容が消えてしまうことを防ぐため、定期的に一時保存機能をご活用ください。ただし、完全な動作をお約束できるものではないことをご了承ください。詳しくはWebページ記載の内容をご確認ください。
- ! 特定の申込について、正常に申込処理が完了しているかどうかの個別のお問合せには一切お答えできません。万一、「正常に申込が完了したかどうか判断できない」場合、もう一度同じ内容でお申込いただくことは可能です。
- ! 当財団のシステム側の不具合により、正常な申込ができなかった際は、当財団から個別にご連絡をお送りする場合がございます。申込に使用した書類や、申込時に入力した内容は、申込完了後も、「採否通知」が届くまではお手元で保管してください。
- ! 申込完了後に、申込内容を変更することはできません。また、書類を後からご提出いただくことはできません。申込を完了する前に、内容をよくご確認ください。それでも、どうしても申込後に申込内容を変更したい場合(必須項目の入力漏れや必須書類の添付漏れが発覚した等)は、改めて最初から、正しい内容でお申込ください(書類不備がないほうの申込を「正しい申込」として処理します)。その他の個別のご要望には一切お答えできませんのでご了承ください。
- ! Webページ上では、本募集要項や申込用Webページの指示に従い操作を行ってください。
- ! 募集要項に明記された事項に関する個別のお問合せには一切お応えできません。

16 「第10回給付奨学金」との同時申込

当財団は、同時期に「第10回給付奨学金」の申込受付も実施しており、両方の奨学金を申請することも可能です。「第10回給付奨学金」の概要は次の通りで、スケジュール・申込方法・採否の通知方法などは、この「第1回留学支援奨学金」と同様です。

給付金額	高校生の場合、最大50万円
給付期間	1年間（1年ごとの継続申請が可能）
採用予定人数	小学生～大学生の合計で、約115名
奨学金の種類	給付型奨学金（返済は不要）
併給	可能（国・都道府県などの公共団体や、日本学生支援機構、学校・病院・企業・団体等による奨学金などの制度と一緒に受給可能）
申込方法	専用のWebページで入力・送信（インターネット接続が必要）
注意点	奨学金は、当財団が定める特定の「使用目的」にのみ使用可能

両方の奨学金へのお申込を希望される場合、「片方ずつ申込を行う」ことも可能ですが、「同時に申込を行う」ことも可能となっています。「同時に申込を行う」ことによって、申込に必要な入力や提出書類などを共通化することができ、「片方ずつ」よりも便利にお申込いただくことができます。

このため、ここでは、「第1回留学支援奨学金」の説明だけでなく、

「第10回給付奨学金と、第1回留学支援奨学金の、両方に申込を行う場合」の説明も記載しています。

本来、「第10回給付奨学金」に申込をいただく際は、「第10回給付奨学金の募集要項」をご確認いただくことをお願いしております。

しかし、「第10回給付奨学金と、第1回留学支援奨学金の、両方に、同時に申込を行う場合」だけは、この募集要項をご確認いただくだけでお申込いただくことができます。このとき、「第10回給付奨学金の募集要項」をご確認いただくかなくても問題ありません。

もし、「第1回留学支援奨学金だけに申込を行うつもりであり、第10回給付奨学金には申込を行わない」という場合、この章の内容をご確認いただくかなくても問題ありません。33ページの「17 審査について」まで進んでください。

- ！ 「第1回留学支援奨学金」「第10回給付奨学金」の両方にお申込みいただいた場合、選考審査はそれぞれの申込に対して行われます。どちらか一方への申込が不採用となる可能性や、両方の奨学金への申込が不採用となる可能性もあります。予めご了承ください。
- ！ 「第1回留学支援奨学金」「第10回給付奨学金」の両方にお申込みいただいた場合、採否通知は、それぞれの申込について個別にお送りします。

(1) 「第10回給付奨学金」の「使用目的」

「第10回給付奨学金」では、給付金額は一律ではありません。申込時に、奨学金の「使用目的」及び「希望金額」を申請していただき、これに基づいて「給付金額」を決定し、奨学金を給付します。

「使用目的」は、以下の2種類となります。両方申し込むこともできます。

- 塾・予備校・家庭教師・通信教育等の費用
- 自学自習費用

塾・予備校・家庭教師・通信教育等の費用

…塾・予備校・家庭教師・通信教育・学習アプリ等（これ以降「塾等」と呼びます）の、入会金、授業料、各種維持費（施設費や総合指導費等）、講習受講料、模擬試験受験料、塾等で指定された教科書・参考書・問題集等の教材の購入費用
(科目は国語・算数・数学・英語・理科・社会及び学業に必要と認められるもののみ)

自学自習費用

…上記「1」「2」以外の目的（自学自習や資格試験など）のために使用する、学業に不可欠な教材・各種備品の購入費用や、受講・受験費用

「使用目的」に関する注意事項をご確認ください。

- ！ 申込時に「希望金額の根拠となる資料」をご提出いただきます。資料に記載された金額と、「希望金額」として入力・記入された金額が、正当な理由なく著しく乖離している場合、書類不備として失格となる可能性があります。
- ！ 奨学金の給付金額は、申込内容に基づき、選考委員会の審査によって決定されます。
- ！ 奨学金は、原則として、申込時に申請した使用目的でのみ利用できます。採用後、使用目的に沿った領収書等の提出がなされない場合は、奨学金の返還請求を行う場合があります。
- ！ 採用後、正当な理由なく使用目的を変更することはできません。やむを得ない事情で使用目的の変更を希望する場合は、当財団宛てにご連絡ください。
- ！ 採用後、給付金額を引き上げることはできません。

(2) 「第10回給付奨学金」申込に必要な書類

「第10回給付奨学金」申込に必要な書類の大半は、この「第1回留学支援奨学金」と共通です。たとえば、「生活実態申告書」や「収入を証明する書類」などは、どちらの奨学金でも必要な提出書類です。

ただし、「第10回給付奨学金」でのみ必要となる書類もあります。それが次の通りです。

「書類データ送信」での書類の名前	「Webフォーム入力」での入力画面の名前
作文『奨学金を得て学びたいこと、目指す将来の自分について』	Web「作文」画面
奨学金使用目的書	Web「奨学金使用目的書」画面
金額の根拠となる書類（奨学金使用目的書に記載した費用に関する証明資料）	

「第1回留学支援奨学金の申込に必要な書類」を揃えていただいたうえで、更に、「上の表に示した3つの書類」を揃えていただくことにより、「第1回留学支援奨学金」と「第10回給付奨学金」の両方に「同時申込」を行うことが可能です。

「同時申込」の場合、「氏名や住所など、共通内容の入力」操作や「生活実態申告書や収入証明書類など、共通書類の添付」操作を、一度で済ませることが可能になります。それぞれの奨学金の申込操作を一度ずつ行うより、効率的にお申込みいただくことが可能です。

ただし、「既にどちらか片方の奨学金に申込を行った」状態で、あとから「もう一方の奨学金にも申込を希望する」場合は、共通書類も含めて、入力内容や必要書類の全てを改めてご提出いただく必要があります。

「同時申込」を行うかどうか、事前に充分にご検討ください。そして、「同時申込」を行う場合は、次のページからの説明を参考に、必要書類をご用意ください。

保護者ではなく受給希望者が主体となって書類を準備する必要がある旨や、書類不備に関する注意事項などは、この「第1回留学支援奨学金」も、「第10回給付奨学金」も同様です。本募集要綱に記載された内容を事前にご確認ください。

(3) 「第10回給付奨学金」の『作文』

次の通り、受給希望者に作文を書いています。

「第1回留学支援奨学金」と「第10回給付奨学金」では作文のテーマが異なるため、両方の奨学金にお申込みいただく場合は、ふたつの作文を書きいただく必要があります。

作文テーマ：『奨学金を得て学びたいこと、目指す将来の自分について』

1行目に自分なりの「作文タイトル」を記入し、次の行から本文を書き始めてください。

「中学生等」「高校生等」「大学生等」の場合、指定の「作文用紙」3枚以上4枚以内、または作文テキストの入力（1000字以上 1300字以内）でご提出ください。

提出方法や、文字数に関する考え方については、「第1回留学支援奨学金」と同様です。

- 「Webフォーム入力」の場合、他の入力欄と同様に、テキストとしてご入力いただくことも可能ですが、当財団の所定の「作文用紙」に手書きで記入したものを提出していただくことも可能です。このとき、どちらか一方のみご提出いただければ問題ありません。
「テキスト入力のみで提出し、手書きの作文用紙データの添付はしない。」または、
「手書きの作文用紙データ添付のみで提出し、テキスト入力はしない。」ということが可能です。
- 「書類データ送信」の場合、当財団指定の書式「作文用紙（手書き用・横書き）」を紙に印刷していただいたうえで、濃い黒のボールペンをご利用いただき、大きな文字ではっきりご記入ください。内容が読み取れない場合は書類不備として失格となりますので、充分にご注意ください。鉛筆などで下書きいただき、上から濃い黒のボールペンでなぞっていただいても大丈夫です。
1枚の作文用紙には約400字記入できます。「現在のページ数」と「全体のページ数」も合わせて記入してください。
- テキストで作文を入力していただく際の文字数については、「1文字でも指定を外れたら駄目だ」というような厳密な考え方は行いません。全く同じ文章でも、数え方などによって、多少文字数変動する場合があります。従って、数十文字程度であれば、「数え方などによって発生し得る誤差」と考えます。
ただし、「どんな数え方をしても、指定の文字数から百文字以上外れている」「作文が短すぎる、または長すぎる」場合、書類不備として失格となる可能性がありますので、充分にご注意ください。申込用Webページに文字数をカウントする機能はありませんので、ご了承ください。

(4) 「第10回給付奨学金」の「奨学金使用目的書」

全員にご提出いただきます。受給希望者本人が作成し、入力又は記入してください。

「(1)『第10回給付奨学金』の『使用目的』」を参考に、「塾・予備校・家庭教師・通信教育の費用」「自学自習費用」のうち、申請する内容のみを入力・記入してください。申請を行わない項目については、空欄のまま構いません。その場合書類不備にはなりません。

入力・記入欄	説明
塾などの名称	複数の塾等の併用を希望する場合は、それぞれの名称を入力・記入してください。このとき、「△△塾と◇◇通信教育を併用」など、「併用する」ことが明らかになるようご注意ください。 現時点で通う塾等が確定していない場合は、候補としている複数の塾等の名称を入力・記入してください。このとき、「△△塾または◎◎塾」など、「複数の候補がある」ことが明らかになるようご注意ください。 いずれの場合も、入力・記入した塾等それぞれの「金額の根拠となる資料」をご提出いただきます。ご了承ください。
塾などの教室名やコース名、受講科目	「●●駅前教室」などの教室名や、「特進コース」などのコース名があれば入力・記入してください。教室名やコース名がない場合は、受講科目のみを入力・記入してください。
塾などの受講理由や意気込み等	目安：200字以内 塾・予備校・家庭教師・通信教育・学習アプリなどを受講したい理由、学習の目標、意気込み等を入力・記入してください。
自学自習費用の内容や意気込み欄	目安：200字以内 自学自習費用を必要とする内容・意気込み等を入力・記入してください。

給付希望金額の計算欄	申込書類及びWebフォームの指示に従い、金額を入力・記入してください。「4月以降の学齢に応じた最大給付金額」は「50万円」としてください。
本奨学金に採用されなかった場合…	目安：150字以内 もしも本奨学金に採用されなかったらどのように対応する予定か、入力・記入してください。
自己負担金が発生する場合…	目安：150字以内 当財団の奨学金に採用されたとしても、当財団の奨学金だけでは必要な費用をまかないきれないという場合（自己負担金が発生する）場合、その分の金額をどのように補てんする予定か、入力・記入してください。 （例：「必要な年間金額が72万円で、最大給付金額が50万円である」場合、自己負担となる22万円をどのように準備する予定か入力・記入してください） 自己負担金が発生しない場合、入力・記入は不要です。この場合、書類不備にはなりません。
使用目的に関する任意記入欄	目安：400字以内 記入した金額の内訳や、金額の資料の添付が困難である理由などを入力・記入してください。 （例：「◎◎塾では月謝以外に、別途テキスト代などが約5千円必要らしい。塾の先生に口頭で言われただけなので、金額の根拠資料の提出はできない」） 内訳や、資料を添付できない理由が特になければ、入力・記入は不要です。空欄でも書類不備にはなりません。

「4月以降の学齢」は「高校生等」、

「4月以降の学齢に応じた最大給付金額」は「50万円」としてください。

(5) 「第10回給付奨学金」の「金額の根拠となる書類」

申請する「使用目的」に応じて、以下の資料をご準備ください。複数の使用目的で申し込む場合は、それぞれに必要な資料をご提出ください。

使用目的	必要になる資料
塾、予備校、家庭教師、通信教育の費用	希望する使用目的の金額が掲載された資料 (塾等のパンフレット、料金表、見積書、必要となる教材のリスト、該当するWebページなど)
自学自習費用	購入したい書籍・受験したい資格試験等の名前や必要な費用が記載された資料 (資格試験のチラシ、該当するWebページなど)

もし、「塾のパンフレット」など、冊子上の資料をご準備いただいた場合は、全てのページではなく、該当する金額が掲載された箇所（ページ）のみをスキャン・撮影してください。

申込時点で、金額を確定させたり、資料を用意したりすることが難しい場合は、「奨学金使用目的書」又は「Web奨学金使用目的書」画面で、見込み金額（概算）を入力・記入してください。

「奨学金使用目的書」の入力・記入後は、入力・記入した金額と、「金額の根拠となる資料」に記載された金額が一致しているかどうか、もう一度ご確認ください。または、金額が一致しない理由がある場合は、その理由が入力・記入されていることをご確認ください。

「第10回給付奨学金」に採用された場合、原則として学期終了後に、使用目的通りに奨学金を使用したことを証明する「領収書（またはそれに準じた書類）」をご提出いただきます。詳細は採用後にご連絡いたします。「領収書」は捨てずにお手元でお控えいただくようご注意ください。

(6) 「同時申込」に関する操作方法

申込用Webページにアクセスいただくと、「どの奨学金に申し込むか」というような設問が表示されます。ここで「両方の奨学金に申し込む」を選択することで、「同時申込」を行うことができます。

申込用Webページの指示に従って、入力やファイルの添付を行うことで、一度の操作でふたつの奨学金に申し込むことが可能です。

(7) 「第10回給付奨学金」の、2025年3月以降の継続について

「第10回給付奨学金」で採用された奨学生が、2025年4月に進級又は進学を予定している場合は、「奨学金の継続手続」を行うことで、次年度の奨学金給付を申し込むことができます。奨学金は自動継続ではありませんのでご注意ください。

ただし、奨学生として採用された次の年に、当財団の奨学金の申込実施が行われなかった場合は、この限りではありません。また、当財団の奨学金の内容は、毎年変動がある場合がございます。予めご了承ください。

対象となる方には、2024年12月までに、改めて詳しいご案内をお送りいたします。

17 審査について

審査は、当財団の「選考委員会」が、お申しいただいた内容を総合的に判断して行います。

- ！ 審査基準・審査方法・審査結果等に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ！ 審査にあたって、当財団から受給希望者もしくは保護者に対し、より詳しい事情の説明などを求める場合があります。
- ！ ご提出いただいたデータは、当財団の個人情報保護規程に則り、適正に管理いたします。

18 採否通知の到着

奨学金の採否の結果は、次の通り郵便またはメールで通知いたします。採否の結果に関わらず、お申しいただいた全員にご連絡いたします。ご希望の通知方法や、通知先となるご住所及びメールアドレスは、申込時にご入力いただきます。後から通知方法を変更することはできません。

郵送通知の場合	2024年3月31日までに、普通郵便で採否通知を発送 →2024年4月10日までに、お手元に届く予定
メール通知の場合	2024年3月31日までに、メールで採否通知を送信 →2024年3月31日までに、お手元に届く予定

郵便でのご連絡をご希望いただいた場合は、採否通知は紙に印刷した状態で、普通郵便で発送いたします。普通郵便のお届けにお時間がかかりますので、メールでのご連絡をご希望いただいた場合より、採否通知がお手元に届くのは遅くなります（2024年4月上旬に届く予定となります）。

メールでのご連絡をご希望いただいた場合は、採否通知はPDFでご用意したうえで、メールでお送りいたします。郵便でのご連絡をご希望いただいた場合と比べて、早く採否の結果をお伝えすることができそうですが、紙の採否通知をお届けすることはできません。また、ご連絡は次のドメインから行いますので、迷惑メール設定などを行っている場合は、事前に許可設定を行ってください。

@meiko-zaidan.jp
@meiko-laboratory.com

お申しいただいた後に、連絡先となるメールアドレスや住所が変更となった場合は、当財団にご連絡ください。ただし、ご連絡先変更のタイミングや、当財団宛にご連絡いただくタイミングによっては、採否通知のお届けが遅くなる可能性もございます。予めご了承ください。

- ！ 郵送通知を選択された方で、万一、2024年4月12日（金）を過ぎても採否通知の普通郵便が到着しない場合は、大変お手数ですが、当財団までお問い合わせください。
- ！ メール通知を選択された方で、万一、2024年4月3日（水）を過ぎても採否通知のメールが到着しない場合は、大変お手数ですが、当財団までお問い合わせください。
- ！ それ以前のお問合せにはお答えできませんので、予めご了承ください。

19 奨学金の振込

採用となった場合、受給希望者は、採否通知を受け取った日から2025年3月31日までの一年間、当財団の「奨学生」となり、当財団からの奨学金を給付される権利を獲得します。

奨学金の給付は、国内主要金融機関（各種銀行、ゆうちょ）への振込により行います。振込先の口座情報等については、採用後の手続でご提出いただきます。詳細は採用後にご案内いたします。

給付金額は原則として年間100万円です。右の表の日程で年4回、給付金額の4分の1ずつを振り込みます。正式な奨学金の金額および振込予定日は、「採否通知」と一緒にお送りする「給付金額通知」にてご案内いたしますので、これらの書類は大切に保管してください。

1回目の給付	2024年6月3日(月)
2回目の給付	2024年9月2日(月)
3回目の給付	2024年12月2日(月)
4回目の給付	2025年3月3日(月)

20 奨学生としての義務

奨学生として採用された場合、以下の義務が発生します。

これらの義務は、原則として、奨学金の採否通知を受け取った日から、翌年度末の定期提出書類を当財団が正式に受理するまで（2025年4月末ごろ予定）継続します。

- 「採用後の手続」を行うこと（振込先の口座情報の登録など）
- 「学期終了後の手続」を行うこと（成績証明書類の提出など）
- 「留学計画の提出手続」を行うこと
- 「留学報告の手続」を行うこと
- 何らかの変更があった場合、可能な限り速やかに当財団まで届出をすること
- 当財団から連絡等を受けた場合は、可能な限り速やかに応じること
- 当財団の奨学生としての自覚をもち、勉学や日々の生活に励むこと

原則として、すべてのお手続は、インターネット上の専用Webページから行っていただきます。内容や期日などの詳細につきましては、採用後に別途ご案内致します。

なお、いずれの手続についても、期限内の手続が困難な事情（学校の成績発行が提出期日に間に合わない、長期実習や留学等が提出期間と重なって対応が困難、体調の悪化によって療養が必要等）がある場合は、個別にご対応が可能ですので、ご安心ください。

- ！ 「給付金額通知」に記載される年間給付金額は、審査の結果、ご希望の金額とは異なる場合があります。予めご了承ください。
- ！ 奨学生としての義務を、正当な理由なく怠ったり、虚偽の報告をしたりした場合、奨学金の給付を延期・休止する可能性があります。
- ！ 特に悪質と認められる事案（申込時に、意図的に虚偽の申告を行っていたなど）については、奨学金規定に基づき、奨学生の権利を剥奪する・給付済の奨学金の返金を求める等の措置をとる可能性があります。このような措置によって奨学金の返還請求を受けた者は、奨学生としての義務を満了しているかどうかにかかわらず、奨学金返還に応じなければなりません。

(1) 「採用後の手続」について

奨学生として採用された場合、定められた期日までに、以下の内容をデータでご提出いただきます。詳しくは、採用後改めてご案内いたします。

書類の名前	内容
戸籍を証明する書類	受給希望者の情報が記載された「戸籍謄本」の原本（市区町村発行） （ひとり親家庭のお子様など、申込時に「家庭事情を証明する書類」の提出を行わなかった方のみ提出。その他の方は提出不要）
口座情報届	奨学金の給付を受ける口座の情報等をご入力いただきます

(2) 「学期終了後の手続」について

日本で在籍している学校の学期が終了した後、原則として45日以内に、次の3種類の書類をデータでご提出いただきます。ただし、留学中はこの手続は免除されます。詳しくは、採用後改めてご案内いたします。

書類の名前	内容
生活状況報告書	その学期の学業や成績などについて記入する書類
成績を証明する資料	最新の成績証明書や、通知表など

(3) 「留学計画の提出手続」について

原則として、留学に出発する予定日の3週間前までに、次の書類をデータでご提出いただきます。詳しくは、採用後改めてご案内いたします。

書類の名前	内容
留学計画書	渡航先や留学計画について記入する書類
パスポートのコピー	計画通りに留学に出発できる見込みであることを確認する目的で ご提出いただきます。 氏名・写真・発行年月日・有効期間満了日以外の部分は、 塗りつぶした状態でご提出いただいて構いません。

- ただし、「採否通知を受け取った時点で、既に、留学に出発する予定日の3週間前を過ぎていた」場合、提出期日については個別に調整を行います。

(4) 「留学報告の手續」について

原則として、帰国してから2週間以内に、次の書類をデータでご提出いただきます。詳しくは、採用後改めてご案内いたします。

書類の名前	内容
留学報告書	留学に関して学んだことや感じたことなどを記入する書類
留学領収書添付台紙	留学において発生した、特定の内容に関する領収書を添付する書類
成績を証明する資料	留学先で現地の学校に通い、成績が発行された場合のみ提出。 そうでない場合は提出不要

- ただし、「2025年3月31日時点で、まだ留学中である」場合、提出期日については個別に調整を行います。
- 帰国中の足止め(感染症対策等で空港や周辺での滞在を余儀なくされたなど)、帰国直後の入院、その他期日中の提出が困難と認められる事情がある場合、提出期日は個別に調整を行います。

(5) 何らかの変更があった場合の届出

下記に当てはまる何らかの変更があった場合、当財団宛にメールなどの方法でご連絡ください。

特に、住所・電話番号・メールアドレスなどが変更となった場合、当財団からの連絡が届かなくなってしまう可能性がありますので、充分ご注意ください。また、留学計画（特に留学時期や期間など）が変更となった場合、「留学計画書」「留学報告書」の提出時期も合わせて変更となる場合がありますので、この場合も速やかにご連絡ください。

- 留学計画に変更があった
- 奨学生または保護者が転居した（連絡先が変わった）
- 奨学生または保護者が改氏名、転職、結婚した
- 奨学生が休学、退学した
- 振込先の口座情報を変更したい
- 保護者を変更したい
- 奨学金の使用目的や金額について変更したい
- その他重要な事項に変更があった

- この他、当財団から奨学生に対して、近況等に関するアンケート等へのご協力のお願いや、当財団が実施する懇親会をはじめとするイベントのご案内などをお送りする場合があります。

こういったご案内へのご回答やご参加は必須ではありませんが、奨学金事業の運営のため、可能であればぜひご協力いただけますと幸いです。ご協力いただいた場合は、そこで得た情報を全て匿名で管理した上で、当財団の奨学金事業の改善のみを目的として利用させていただきます。（他の目的での利用や、第三者への提供などは、一切行いません。）

その他

ご不明点につきましては、公益財団法人明光教育研究所事務局までご連絡ください。

お電話でのお問合せは受付しておりません。予めご了承ください。

また、お問合せの内容によってはお答えできない場合がございます。特に、本募集要項に明記された事項に関するご質問や、本募集要項でお答えができない旨を明記した事項に関するご質問には、一切ご対応できません。予めご了承ください。

ホームページ <http://www.meiko-zaidan.jp/>

メール info@meiko-zaidan.jp

2023年11月28日